# 特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令 （令和二年政令第三百六十五号）

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の政令で定める期間は、令和三年十月一日から令和四年四月二十八日までとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。